

暴風警報発令時の対応について

1. 登校する以前に、名古屋市地方気象台から名古屋市または尾張西部の市町村に暴風警報が発表されている場合

- ① 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ② 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに警報が解除された場合は、その時刻から 2 時間後に授業を開始するので、安全に十分注意を払って登校すること。なお、学習用具は当日の予定されたものをすべて用意すること。
- ③ 午前 11 以降警報が継続されている場合は、授業は行わない。
- ④ 上記①、②の場合であっても、以下の場合は登校しなくてもよい。
ただしその旨学校に連絡する。

- ア. 名古屋市および尾張西部の市町村以外の住居地に暴風警報が発令されているとき
- イ. 道路の冠水、河川の増水、橋の破壊等により登校が困難なとき
- ウ. 交通機関の途絶等により登校が困難なとき
- エ. その他、登校の安全確保が困難なとき

2. 登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

原則として当日の授業を中止し、下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、安全と判断されるまで学校に残すこともある。

3. 大雨・大雪等による交通途絶の場合

上記1の④に準ずる。

4. 交通ストによる場合

- ① 可能な限りの方法によって、極力出校する。
- ② いかなる方法によっても出校できない場合は、担任に連絡して指示を受ける。